

◎新潟県告示第849号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年10月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
胎内市鼓岡字田中2441	田	6,110

2 利用権の内容

水稻栽培

3 利用権の始期及び存続期間

令和9年2月

5年

4 貸借に相当する補償金の額

182,295円

5 補償金の支払い方法

利用権の始期までに新潟地方法務局新発田支局に補償金を供託する。